

令和8年度みやぎフレイル予防・人生会議普及啓発事業
(通称：〇〇〇) 実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度みやぎフレイル予防・人生会議普及啓発事業

(通称：〇〇〇) 実施業務

※「(通称)」部分の事業通称については、受託者の企画提案に基づき、県と協議の上決定するものとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

3 目的

本県においては、75歳以上の後期高齢者が顕著に増加しており、加齢に伴う生活機能低下や要介護状態への移行を防ぐ「フレイル予防」と、人生の最終段階において自らが納得のいく医療・ケアを選択するための「ACP(人生会議)」の推進が不可欠となっている。

県では、「みやぎ高齢者元気プラン」等に基づき、全ての県民が社会参加やフレイル予防の正しい知識を持ち適切なセルフケアに取り組むこと、また、もしものときのために、本人が望む医療やケアなどを前もって考え、家族、医療、ケアチームなどの信頼する人たちと繰り返し話し合い共有する取組を整備することを目指している。

本業務は、これらの県の方針を踏まえ、県民に対しフレイル予防による健康寿命の延伸(要支援・要介護状態の重度化防止)と、ACPの重要性を広く普及啓発するものである。

市町村が推進する介護予防事業(通いの場等)を後方支援するとともに、高齢者やその家族が正しい知識に基づき、自律的に「予防」と「人生の選択」に取り組むことができる社会の実現を図ることを目的とする。

4 業務の内容

身体的な衰えを防ぎ重度化を予防する「フレイル予防」と、自らの意思を尊重したケアを実現する「ACP(人生会議)」の両面からの備えに関する普及啓発を目的に、現実的なスケジュールかつ十分な人員体制を確保し、次のことを実施する。

なお、実施にあたっては、具体的なKPI(重要業績評価指標：イベント開催回数・集客数、情報発信のリーチ数等)を提案し、業務完了報告時にその達成状況を報告すること。

(1) 普及啓発イベント等の実施

高齢者(65歳以上)の方やその子ども世代などに対し、フレイル予防及びACP(人生会議)に関する正しい理解を促すとともに、具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるためのイベント等を実施すること。

ア 単なる知識の伝達にとどまらず、適切なセルフケアの実践や、市町村が実施する「通いの場」等の介護予防事業への参加、医療・介護従事者を含めた話し合いへの

導入など、県民の具体的な行動変容に繋がる内容とすること。

イ 県内の地方圏における参加機会の確保を図るため、気仙沼市内において1回以上実施すること。

なお、それに加えて他の地域で実施する場合も、都市部に偏らないよう配慮すること。

ウ イベント等の開催については、「4の(2)」の情報発信にて積極的かつ効果的に周知を行うこと。

エ 参加者アンケート等を実施し、理解の促進度や意識変化等の定量的・定性的な効果測定を行うこと。

オ イベントの実施については、原則として無料で行うものとする。

(2) 認知向上・意識定着のための情報発信

マスメディア、ソーシャルメディア等を活用し、主に以下のアの対象に、フレイル予防及びACP（人生会議）に関する肯定的なイメージを持たせるための露出を行うこと。

ア ターゲット層

(ア) 高齢者（65歳以上）の方

(イ) 上記（ア）を親とする子ども世代

(ウ) フレイル予防及びACP（人生会議）等に興味・関心が薄い一般県民

イ 実施要件

(ア) 活用媒体、情報発信の期間及び回数等は、上記アの各対象において訴求効果が最も高くなるよう、具体的な目標数値（インプレッション数、メディア露出件数等）を伴って提案すること。

(イ) 発信内容には、県や市町村の取組との連動性を持たせ、県民が自律的に「予防」と「人生の選択」に取り組むための行動喚起を含めること。

(3) 本事業の通称（ネーミング）及びメインコピーの作成

本事業を県民へ広く、かつ親しみやすく周知するため、事業の通称（「1 委託業務の名称」における通称部分）及び広報展開の軸となるメインコピーを企画し、県と協議の上で作成すること。

ア 実施要件

(ア) 「フレイル予防」や「ACP（人生会議）」という言葉になじみのない層に対しても、直感的に目的が伝わり、かつ前向きな行動変容を促すような温かみのある表現とすること。

(イ) 受託者が企画提案した通称及びメインコピーは、契約締結後に県と協議の上で決定し、本業務における「(1) 普及啓発イベント等」の名称や、「(2) 情報発信」の各種媒体（ポスター、チラシ、Web サイト等）において統一的に使用するものとする。

5 業務完了検査等

- (1) 受注者は、業務完了によって委託契約書に基づき支払を請求するときは、発注者が行う業務完了の検査を受けなければならない。検査に当たっては、受注者は、業務完了報告書（K P I の達成状況等の実績、写真等を掲載した任意様式）及び必要な資料を提出するとともに、その他発注者の指示に従わなければならない。

なお、実績確認に必要と認められる書類や本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等については、電磁的記録（P D F 及びO F F I C Eアプリケーションで編集可能なファイル形式）により提出すること。

- (2) 受注者は、業務完了後に発注者から修正の指示があった場合、速やかにこれを実施し、完了後は発注者に報告しなければならない。

- (3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限：令和9年3月12日（金）まで

イ 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

6 契約に関する条件等

- (1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物（受注者が4の（2）において実施したものを除く）の著作権は発注者に帰属するものとする。

- (2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

- (4) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

7 疑義に対する協議

業務の施行に際しては発注者と十分に協議すること。業務に関し疑義又は仕様書に明示されていない事項が生じた場合についても、同様に協議すること。